

## 甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年9月28日（火曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（15名）

会長・西名武洋、会長職務代理者・米山 夫佐子

### 【農業委員】

1番 渡邊 初男      2番 小松 芳彦      3番 菊島 建      5番 落合 洋子  
6番 關野 登      8番 後藤 良仁      9番 土屋 三千雄      10番 越石 和昭  
11番 小澤 博      12番 山村 忠弘      13番 雨宮 洋文      14番 末木 瑞夫  
15番 矢崎 正勝

4. 欠席委員（4名）

会長職務代理者・柿嶋 敦

4番 池田 哲郎

7番 田中 由美

16番 塚田 泰英

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 中村 勝

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 青木 進

振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第5号 令和3年10月告示分農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 令和3年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について

報告案件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 耕作土搬入届出について
- 報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和3年9月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中15名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会9月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、9月定例総会の議事録署名委員ですが、11番の小澤博（おざわ ひろし）委員、12番の山村忠弘（やまむら ただひろ）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は有償移転が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

御成橋から〇〇mほどの〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面、北面は農地、西面は雑種地となっています。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことでした。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第1号は決定し、許可書の交付をさせていただきます。

つづいて、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は3件でございます。

議案書2ページの1番、2番は関連案件となります。地図は1ページの4条No.1～No.2をご覧ください。

善福寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、北面、南面は宅地、西面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地の沿道は〇〇、日頃から〇〇があったことから、申請地を〇〇し〇〇として転用し、〇〇したいとのことです。

議案書3番、地図は2ページの4条No.3をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設と判断しました。

申請人は、〇〇頃より、申請者が〇〇として転用していたことから、今回〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第2号については、決定し、許可書の交付をしております。

つづいて、議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が4件、賃貸借が6件、使用貸借が1件、計11件となります。

議案書3ページの1番、地図は3ページの5条No.1をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

譲受人は申請地〇〇側において〇〇する予定ですが、〇〇とするため〇〇の設置が必要となったため、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書2番、地図は4ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇側と〇〇側の雑種地を含め〇〇に転用したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書3ページ3番～4ページ6番は関連案件となります。地図は5ページの5条No.3～6をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しており、市内での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃貸し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書5ページの7番、地図は6ページの5条No.7をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇として〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃貸し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書8番、地図は7ページの5条No.8をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇として〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃貸し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書9番、地図は8ページの5条No.9をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 10 番、地図は 9 ページの 5 条No.10 をご覧ください。  
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しているが、〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 11 番、地図は 10 ページの 5 条No.11 をご覧ください。  
農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

譲受人は申請地の〇〇側で〇〇を営んでいるが、事業用の〇〇や〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5 条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 ㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

つづいて、議案第 4 号は農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月は計画変更の案件が 1 件ございます。〇〇年〇〇月の総会でご審議いただきました 5 条申請の案件です。

議案書 7 ページの 1 番、地図は 11 ページの 5 条計画変更No.1 をご覧ください。  
申請人は申請地を〇〇の転用目的で許可を受けました。しかし、許可後に〇〇の土地と転用する計画でしたが、一部土地において〇〇ため、〇〇となり〇〇に転用目的を変更したいとのこと。

転用事業者につきましては、〇〇でございまして、これを〇〇として利用する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 4 号については、決定してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

先月の総会案件のうち、山梨県農業会議へ諮問案件はございませんでした。

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 8 ページ

ページからは令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 5 号 令和 3 年 10 月告示分 農用地利用集積計画について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 5 号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 3 件、再設定 17 件、計 20 件の申し出がありました。

議案書 17 ページの表は、新規設定です。

甲運・中道北地区からの申し出があり、合計面積は 2,765 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 47,574 m<sup>2</sup>、達成率は 46%です。

続いて 18 ページの表は、再設定です。

甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 29,928 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 160,717 m<sup>2</sup>、達成率は 46%です。

19 ページ 1 番から 3 番は新規設定です。

20 ページ 4 番は再設定です。

20 ページ 5 番から 25 ページ 20 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

新規就農者の案件を説明します。19 ページ 3 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、〇〇年から〇〇のところで〇〇を勉強され、〇〇とは別に〇〇して農業経営を行うとのことです。当該農地では、〇〇し、〇〇に出荷する予定です。〇〇は〇〇を借りるとのことです。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 26 ページをご覧ください



い。

今月は1件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。  
解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の3番の案件について、白井地区土屋委員から補足説明をお願いします。

○白井地区委員（土屋委員）

3番の案件でございますが、実は新規就農者ですが〇〇が〇〇しており、いずれ〇〇ことになる、このへんで少し農業を〇〇ということ、貸し手の方は私自身の関与した関係の中で、〇〇で何とか新規就農者に紹介をしたんですが〇〇、今回この新しい新規就農者が〇〇というふうなことで、非常に私〇〇でおるところでございます。  
以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。こちらの案件についても事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

○滝川地区委員（渡邊委員）

ちょっといいですか。25ページのNo.18ですか。〇〇さんは〇〇になってると思いますよ。〇〇してください。

○事務局（牧野係長）

〇〇が〇〇ので、後で〇〇させていただきます。

○議長（西名会長）

〇〇さんですね。〇〇になっているということですね。

○滝川地区委員（渡邊委員）

そうです。

○議長（西名会長）

これ事務局の〇〇だと思いますのでよく〇〇して〇〇の〇〇をお願いします。

○事務局（牧野係長）

はい〇〇。

○議長（西名会長）

これでよろしいですか。

○滝川地区委員（渡邊委員）

はい。

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第 5 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第 5 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つづいて、議案第 6 号 令和 3 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について審議いたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは「議案書第 6 号令和 3 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦」について上程いたします。

今年度の推薦につきましては、ブロック会議や運営委員会で承認されたものであります。また、農地利用最適化推進委員の皆様につきましては、新型コロナウイルスまん延防止のため、今月の定例総会には出席を見合わせていただきましたが、事前に書面にて全員の皆様から同意をいただいていることを申し添えます。

それでは、推薦内容について説明させていただきます。

被表彰候補者の推薦案は〇〇様です。

〇〇様は〇〇にお住まいです。

生年月日は〇〇年〇〇月〇〇日生まれで〇〇才です。

経歴につきましては、

〇〇を卒業後、〇〇し、〇〇及び〇〇を歴任されました。

経営の概要につきましては、

〇〇されておられます。〇〇をしておられます。

推薦理由につきましては、

〇〇様は〇〇し、〇〇を務められ、甲府市の農業の振興発展に寄与されました。〇〇を行っており、中でも〇〇にいち早く取組み、先進的な経営を行ってこられました。これまで、〇〇を活かし、その経営感覚と人に対しては親身になって対応し、〇〇から多くの人に慕われ、常に周囲の農家や新たに〇〇を始める新規就農者に対して相談・助言を行うなど、地域農業にも貢献されました。本市の〇〇として採用している〇〇に尽力され、若い農業者の育成のため技術の継承を行い、〇〇の心強い良き指導者として活躍されていることから、甲府市農業賞に相応しいため推薦します。

以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### ○議長（西名会長）

はい、事務局より推薦候補者のご紹介、あるいは経過報告があったところがございます。こちらの方につきましては北、中、南と3つのブロックがございますけれども、これは〇〇がございまして、今年は〇〇と、こういう中でブロック会議の中でご推薦をいただき、そしてそのあと運営委員会でも承認をいただき、その中でも決定をし今日の総会に付議していると、こういう恰好でございます。ご覧のような方でございまして、今〇〇をいち早く取り入れた経営を確立し、大変貢献をなされたということでございますので、どうかあのこちらは人事案件でございます。推薦の挙手は私から申しませんので、全員の拍手で決定をしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○甲運地区（小松委員）

すいません。地元の推薦人として一言申し上げさせていただきます。〇〇さんにおかれては、〇〇でありまして、その後〇〇をされており〇〇しておられて、自分が〇〇をやるよりは〇〇くらいで、農業関係に長けた方でその〇〇さんを慕って〇〇というような、若者に対してすごく〇〇な方で、この会からも〇〇だとか〇〇とかいう話が出て〇〇さんが〇〇とか、農業に関してはほとんど親身になって若者の相談にのってくれたりとか色々〇〇で慕う方がすごく多く、地元からも大変尊敬されている方です。また〇〇もされておられて、今は既に変更されているんですけども農業に関しては〇〇ということで推薦をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元の小松委員さんより経過説明と人柄もお話しがあったところでございます。〇〇以上に地元では頼もしいとか本当に影になって地元の農業をしっかり支えて信頼と尊敬されている〇〇さんでございます。どうかみなさんあの盛大な万来の拍手で決定をお願いしたいと思います。

《 拍手 》

今年の甲府市農業賞被表彰者候補者ということで農業委員会で決定させていただき、この後市の手続きをとりまして、農業まつりが行われることがあれば農業まつりの中で晴れの舞台の中で披露、表彰ができれば一番いいんですけども、こういう形で既に農業まつりや大好きまつりがやらないということで決定をされておりますから、そういう〇〇ではございませんけれども、市長室の方でこちらの〇〇さんには、この後農業功績者も決まりますけれども皆さんを表彰する時こういうような形で私も立ち会わせていただくという段取りになっておりますけれども、皆さんに紹介とご報告をさせていただきます。それではよろしくお願い申し上げます。

○議長（西名会長）

以上で本日予定しております案件はすべて終わりました。みなさんに円滑にまた慎重にご審議いただきました。このことに感謝申し上げます。閉会にさせていただきます。ありがとうございました。

#### 【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、9月定例総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

午後3時00分 閉会